



▲横浜市消防局の防災指導車 別名「起震車」

数多く寄せられるようです。

汐見台第1団地の自治会は防災に力を入れており、年に1度の防災訓練は16年続いているそうです。

この日はあいにくの雨模様でしたが、ご入居者のみなさま、横浜市消防局、磯子区役所、管理会社、



▲消防士さんに見守られ、子供たちも揺れを体験

多くの自治会では、このように防災に対する備えや防犯、美化活動など、公社の賃貸にお住まいになる皆様が平穏な暮らしを続けられるよう、創意工夫しながら活動しています。そして、いざという時には、共助の中心として活動することが期待されています。ぜひ、自治会に関心を持ち、より良い暮らしを創造していただければ幸いです。

令和5年9月23日、日曜日。横浜市磯子区にある汐見台第1団地に、横浜市消防局の防災指導車、別名「起震車」がやってきました。起震車とは、震度7までの地震の揺れを疑似体験することのできる特別な車両ですが、その希少性から防災訓練などへの参加依頼が

▼起震車で震度7を体験！



当公社、合わせて30名程が参加し防災訓練を行いました。震度7を体験したご入居者からは、「家具を固定することの重要性が分かった」、「棚の上にいろいろなものを置いているが、配置を見直してみる」などの感想が聞かれました。一方、子供たちはややアトラクション的な体験になったようですが、このような経験の有無は、いつかあるかもしれない災害時に役立ってくれると思います。



▲防災に関する心得を熱心に聞く自治会のみなさん

# 県公社のたより

発行 神奈川県住宅供給公社

<https://www.kanagawa-jk.or.jp/>

IT機器を利用した公社のみまもり支援サービス「RefPaC」

## 来年3月までに「公社の賃貸」の全団地に展開

～アンケートでは、75%の方が「満足」と回答！～

「公社の賃貸」にお住まいの方々へ、より安心・安全の住環境をお届けするため、令和4年2月よりIT機器を活用した公社のみまもり支援サービス（RefPaC/レフパック）を開始しました。

このサービスは、自宅の冷蔵庫やトイレのドアなどに通信機器を設置することで開閉による振動を捉え、この振動の発生間隔を基に安否確認の必要性をあらかじめ登録された「見守る方」へ電子メールにてお知らせするサービスです。

来年3月までに「公社の賃貸」の全団地にサービス提供すべく、65歳以上のお一人暮らしの方へ順次ご案内しております。

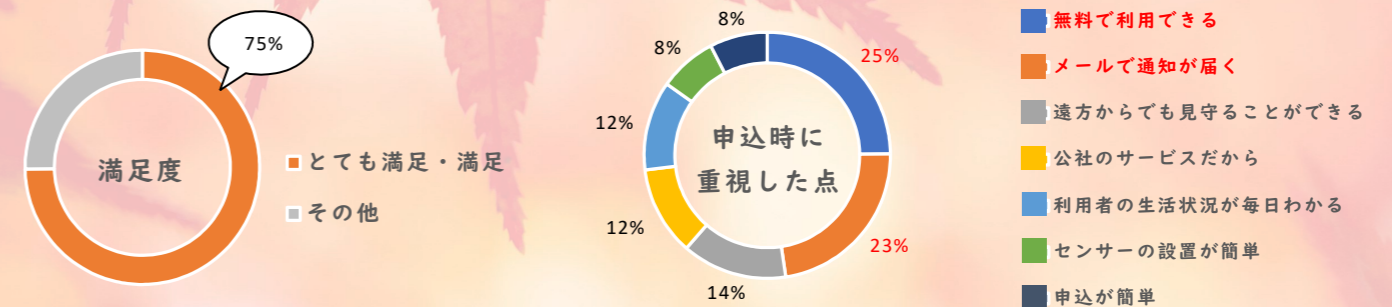
### ■ご利用者・見守る方を対象にアンケートを実施

令和5年5月までにお申し込みを受けた16団地213名（うちご利用者88名、見守る方125名）のお客様を対象にアンケートを実施しました。この結果、75%の方より「とても満足」「満足」との回答があり、「RefPaCのおかげで安心して過ごすことができる」といった嬉しいご意見をたくさんいただきました。中には、「外出して振動検知のメールが行かないと家族が心配するので、事前に連絡するようになった」というご意見があり、見守る方だけでなくご利用者の意識にも影響を与えていることがうかがえます。

また、お申し込みの際には、無料で利用できる点や、メールで通知が届く点を重視された方が多かったようです。他社の見守りサービス利用の有無を回答いただく設問では、利用しているという回答がほとんどなかったことから、本サービスの「無料で手軽に利用できる」点がお申し込みを促進しているのではないかと考えます。



設置例



### お客様の声

家族と連絡が密になり、安心だと喜んでくれています。

無料で簡単に設置でき、日々の生活の様子メールが届くのはとてもありがたい。

朝から夕方まで外出した時に、「昼間一度も冷蔵庫を開けていないけど大丈夫？」と息子から連絡があり、RefPaCのおかげで息子が私のことを心配してくれていると安心しました。



## 公社の賃貸での移動販売ルールを整備

昭和の時代、豆腐やラーメン、焼き芋などを車や自転車、リヤカーなどで家のそばまで売りに来る販売スタイルがありました。今日では見かけることが少なくなりましたが、このような販売スタイルは便利であると同時に、ちょっとした楽しみのように感じていた方もいるのではないのでしょうか。時は流れ、今は「移動販売」という形で、スーパーマーケットやキッチンカーが営業されています。そして、公社の賃貸でも、移動販売が少しずつ増えてきています。

このような状況の中、当公社は移動販売を受け入れる体制を整備するため、令和5年3月に必要なルールを整えました。これにより、移動販売を行う事業

者と公社の賃貸のご入居者とのニーズの一致、加えて当公社所有地の移動販売への適性が一致すれば、原則的に移動販売が実施できるようになりました。

## 家庭で使えるキッチンカーでの工夫

相模原市の相模原田名団地には、週に2回、キッチンカーが来て総菜などを販売しており、キッチンカーの周りには常連となったご入居者や近所の子供たちで賑わうようになりました。

このコーナーでは、そんなキッチンカーの事業者である三浦知子さん（安心見守りキッチンカーfunny's Kitchen）に、ご家庭でも役に立ちそうなキッチンカーでの工夫を聞いてきましたので、ご紹介したいと思います。

## くらしの工夫

### ①ラップが袋状になったラップ袋の活用

食品を保存するときなどに便利なラップ。これを袋状にしてマチを付けた商品が販売されています。これらの商品の中の湯煎が可能なるものを活用することで、複数の食品を同時に調理したり、温めに使う鍋の洗浄を省力化したりすることができます。

### ②煮物は最後まで火を入れない

煮物やカレー、ある程度火が入ったところで鍋を火からおろし、毛布などで包んで保温することで食材にゆっくり火を通す。こうすることでしっかりと味が染み込むと同時に光熱費の節約にもなります。

### ③食器洗剤は、まず受け皿にそそぐ

食器を洗うとき、スポンジなどに直接洗剤をつけると無駄が多くなりがちです。醤油皿のようなものに洗剤を少し入れ、スポンジに少しずつつけながら洗うことで洗剤の付

け過ぎを防止できます。

また、納豆の容器に残った「ネバネバ」。これをスポンジに染み込ませることで油を落とす効果があるそうです。納豆を食べた時は、まず納豆の容器をスポンジで洗い、その後食器を洗う。一度試してみてください。 ※アレルギーなどのある方は注意してください。

### ④キッチンでの寒暖対策

暑い時は膝から下が露出した服装にする。逆に寒い時はレッグウォーマーを着用する。これだけで暑さ寒さが大分違うとのこと。ちなみに、寒い時に厚手の靴下などで全部足を覆うより、つま先が露出している方が、かえって温かいとのこと。冷暖房が行き届かない場所で家事をする際の参考にしてみてください。

## 「住まいのルールブック」を作成しました

団地での暮らしは共同生活と言っても過言ではなく、みなさまが平穏に暮らしていくためには守るべきルールがあります。そこで、当公社はご入居のみなさまにご注意いただきたいことをまとめた「住まいのルールブック」を作成し、配信・配付していくこととしました。

「住まいのルールブック」のPDF版を下記リンク先からダウンロードできます。

<https://www.kanagawa-jk.or.jp/residents/rulebook.html> ※左記URLのQRコード→



また、公社の賃貸に住まわれる外国籍の方の中には、生まれ育った国と日本との言語や文化、生活習慣の違いなどによりご不便を感じている方がいらっしゃるため、このような方を支援すべく「住まいのルールブック」の外国語版もご用意しました。これは英語や中国語など12の言語ごとに作成しております。

## 暮らしのルール ①ゴミの捨て方について

ゴミの捨て方にはルールがあり、皆様がお住まいの地域によって異なります。団地の住民全員が気持ちよく生活できるように、ルールを守りましょう。

### 1 ゴミの種類

団地内のゴミ置場には、以下のゴミを捨てることができます。



### 2 ゴミの捨て方

ゴミを捨てられる曜日や時間は、お住まいの地域やゴミの種類によって異なります。役所の窓口やホームページでゴミのガイドブックを入手できます。引越しの前に確認しておきましょう。



日本語版



横浜市の配布物の例

## ກິດຈະບຽບການດ່າງຊີວິດ ①ການຖິ້ມຂີ້ເຫຍື້ອ

ຢູ່ ດ່ານຊີ ມີກິດຈະບຽບຖິ້ມຂີ້ເຫຍື້ອ ແລະ ຢູ່ແຕ່ລະບ່ອນ ຈະມີກິດຈະບຽບແຕກຕ່າງກັນ. ຂີ້ເຫຍື້ອຕ່າງໆ ຕ້ອງຖິ້ມຂີ້ເຫຍື້ອ ເພື່ອໃຫ້ໝົດທຸກໆຄັ້ງໃນ ດ່ານຊີ ນີ້, ສະບາຍອົກ ສະບາຍໃຈ.

### 1 ສະບັບຂອງຂີ້ເຫຍື້ອ

ທ່ານສາມາດ ຖິ້ມຂີ້ເຫຍື້ອ ດັ່ງນີ້ ໃສ່ບ່ອນແກ້ບໍາຂີ້ເຫຍື້ອ ໃນອາຄານ ທີ່ ຢູ່ອາໄສ.



### 2 ວິທີຖິ້ມຂີ້ເຫຍື້ອ

ມີ : ດ່ານຊີ ມີກິດຈະບຽບຖິ້ມຂີ້ເຫຍື້ອແຕ່ລະວັນ, ແລະຢູ່ແຕ່ລະບ່ອນ ຈະມີກິດຈະບຽບແຕກຕ່າງກັນ. ທ່ານສາມາດ ຊື້ປຶ້ມຂີ້ເຫຍື້ອ ນຳໃຊ້ງານເມື່ອ ຫຼື ຢູ່ໃນເວັບໄຊທ໌. ແລະ ກ່ອນຈະຍົກຍ້າຍຫຼື ຂີ້ເຫຍື້ອກ່ອນຕັ້ງຄັ້ງ.



外国語版の例) ラオス語版



横浜市の配布物の例

お住まいに関してのご相談、お問い合わせおよび退去手続きは管理会社へ

## ●横浜若葉台にお住まいの方

一般財団法人 若葉台まちづくりセンター

☎ 045-921-3361 FAX 045-921-3365

水曜・祝日を除く8:30~17:30

こちら以外の緊急時は防災センターが対応します。

※電話はまちづくりセンターと同じ。

## ●横浜若葉台以外にお住まいの方

一般社団法人 かながわ土地建物保全協会の各サービスセンター

・横浜北 ☎ 045-933-0593 FAX 045-932-4865

・横浜南 ☎ 045-778-4425 FAX 045-778-4428

・湘南 ☎ 0466-43-7731 FAX 0466-43-7734

・県央 ☎ 046-251-2901 FAX 046-255-6819

・西湘 ☎ 0463-71-1839 FAX 0463-73-0428

・夜間、土日、祝日は、緊急連絡センターへ ☎ 045-212-1889